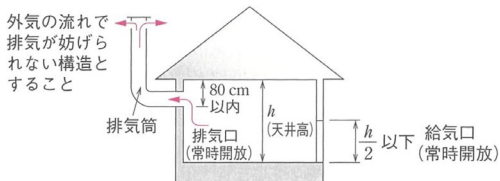
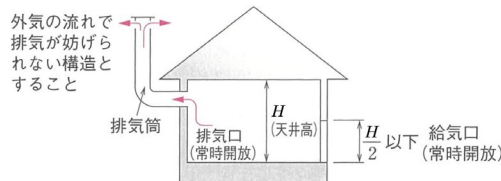
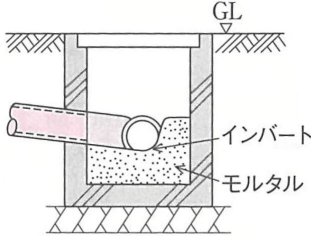
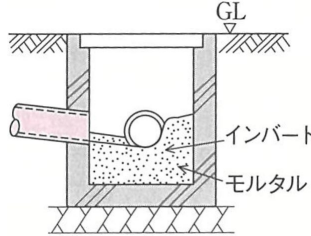
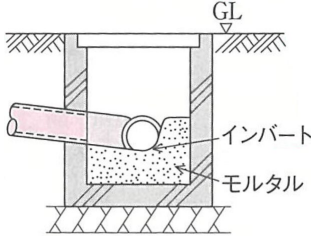
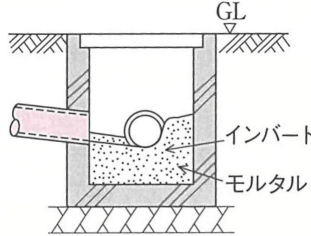
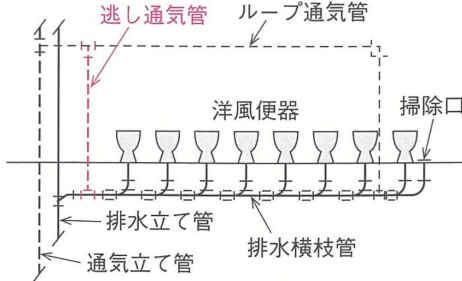
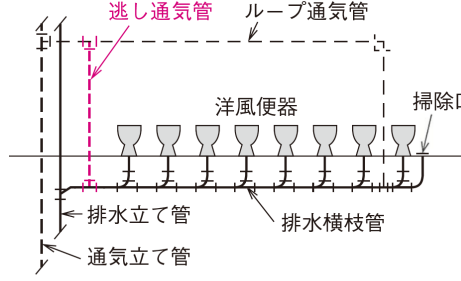
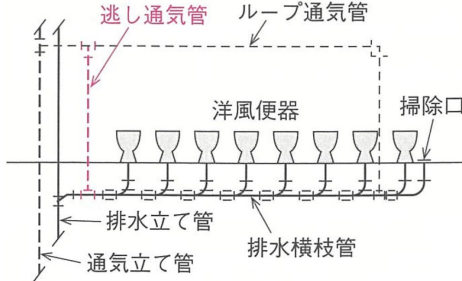
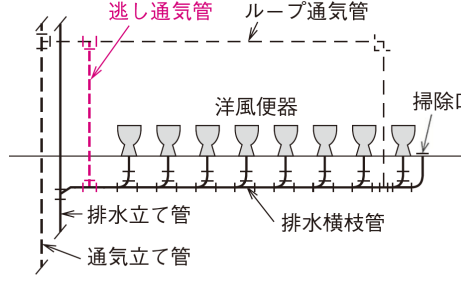
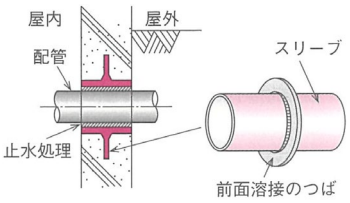
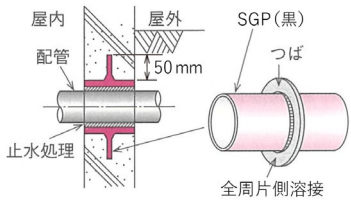
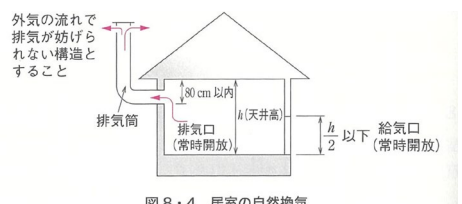
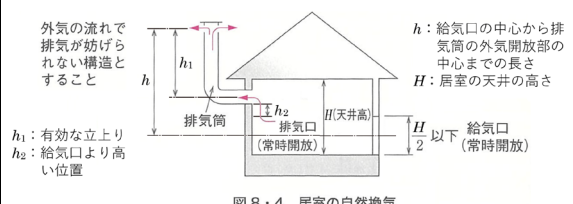


書名：これだけマスター 2 級管工事施工管理技士
 発行：2022 年 8 月 20 日 第 1 版第 1 刷発行
 2023 年 5 月 25 日 第 1 版第 2 刷発行
 2023 年 12 月 10 日 第 1 版第 3 刷発行
 2025 年 5 月 10 日 第 1 版第 4 刷発行
 ISBN：978-4-274-22902-2

■第 1 刷正誤表

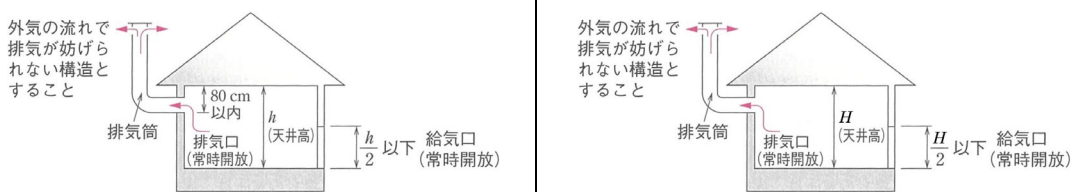
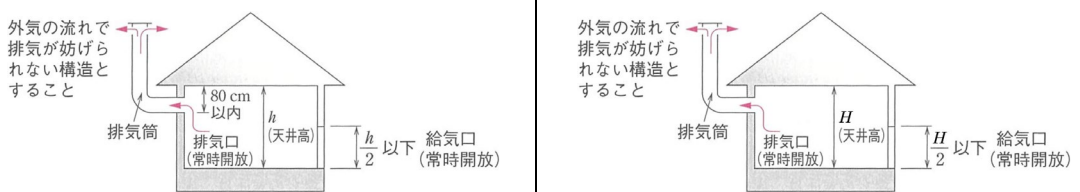
頁	該当箇所	正誤内容	
		誤	正
8	表 1・3 一酸化炭素の 含有率	0.001% (10 ppm) 以下	0.0006% (6 ppm) 以下
	表 1・3 温 度	17～28℃	18～28℃
61	12 行目	$V = \frac{3\,600q_S}{C_p \cdot \rho \cdot \Delta t}$	$V = \frac{3\,600q_S}{C_p \cdot \rho \cdot \Delta t} = 3\,000 \times \frac{q_S}{\Delta t}$
62	2 行目	$\cong 0.28 \cdot V \cdot \rho \cdot (h_3 - h_4)$	$\cong 0.28 \cdot V \cdot \rho \cdot (h_3 - h_4) \cong 0.33 \cdot V \cdot (h_3 - h_4)$
	3 行目	q_C ：冷却コイル容量〔W〕	q_C ：冷却コイル容量〔W〕， ρ ：空気の密度 ($\cong 1.2$) 〔kg/m ³ 〕
	下から 9 行目	$q_h = 0.28 \cdot V \cdot \rho \cdot (h_4 - h_3)$	$q_h = 0.28 \cdot V \cdot \rho \cdot (h_4 - h_3) \cong 0.33 \cdot V \cdot (h_4 - h_3)$
	下から 8 行目	q_h ：加熱コイル容量〔W〕	q_h ：加熱コイル容量〔W〕， ρ ：空気の密度 ($\cong 1.2$) 〔kg/m ³ 〕
	下から 4 行目	$L = \rho \cdot V \cdot (x_5 - x_4)$	$L = \rho \cdot V \cdot (x_5 - x_4) = 1.2$
	下から 1 行目	加熱コイル出口空気	設計用外気
77	下から 7 行目	注意が必要である．	注意が必要である（成績係数：機器のエネルギー効 率）．
78	必ず覚えよう ③	蒸気暖房に比べて小さくなる．	蒸気暖房に比べて大きくなる．
86	2 行目	α ：有効開口率	α ：有効開口率（ドア 0.35）
89～93	問題①～⑩ 表題	換気・排煙設備	換気
89	問題② 解説	“80 cm 以内”を削除．“h (天井高)”を“H (天井高)” に．“$\frac{h}{2}$ 以下”を“$\frac{H}{2}$ 以下”に 	
90	問題③	解答▶ (2)	解答▶ (3)

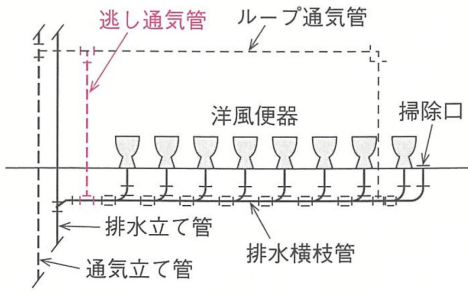
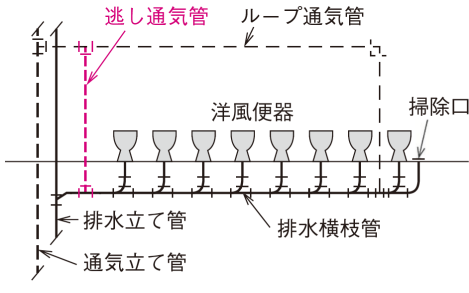
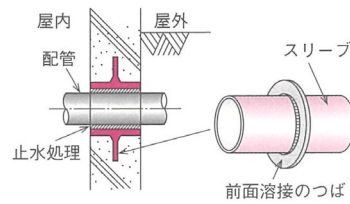
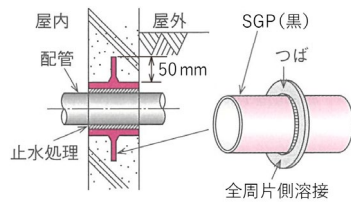
91	問題⑥ 解説	(2) 局所換気は、	(4) 局所換気は、
		解答▶(2)	解答▶(4)
97	13 行目	急速混和池およびフロック形成池の総称	急速混和池およびフロック形成池の総称 *色太字
100	7 行目	終末処理場	終末処理場 *色太字
102	図 5・3 汚水 枳（インバー ト枳）	右図のように修正  断面図	 断面図
		右図のように修正  断面図	 断面図
126	図 5・20	右図のように修正  図 5・20 逃し通気管の取り方	 図 5・20 逃し通気管の取り方
		右図のように修正  図 5・20 逃し通気管の取り方	 図 5・20 逃し通気管の取り方
138	下から 2 行目	10 kg、20 kg および 50 kg 容器	10 kg、20 kg および 50 kg 容器 *色太字
	下から 1 行目	火気の 2 m 以内	火気の 2 m 以内 *色太字
149	下から 2 行目	熱媒水の補給が必要である。	熱媒水の補給は不要である。
153	表 6・1	種 類 静圧〔mmAq〕	種 類 静圧〔Pa〕
		シロッコファン 10 ～ 10 000	シロッコファン 100 ～ 1 000
		リミットロードファン 20 ～ 1 500	リミットロードファン 500 ～ 2 000
		ターボファン 20 ～ 2 500	ターボファン 1 250 ～ 3 000
		プロペラファン 0 ～ 2 000	プロペラファン 0 ～ 600
	図 6・7	圧 力〔mmAq〕	圧 力〔Pa〕
156	11 行目	露店温度以上とし、	露点温度以上とし、
176	表 6・5 ファンコイル ユニット	形式・型番	形式・型番 *色太字
205	16 行目	吊り上げ荷重が 1 t 以上未満の	吊り上げ荷重が 1 t 未満の
	19 行目		

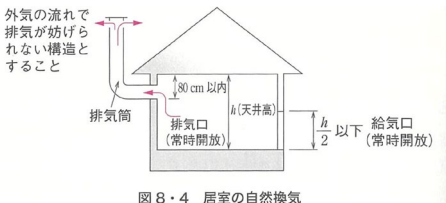
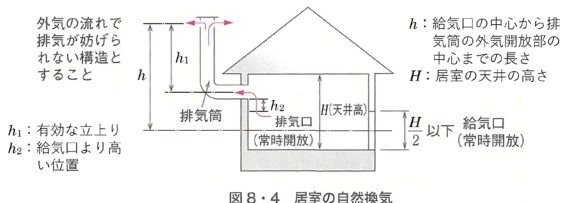
210	7 行目	上がりこう配 (1/30 ～ 1/100)	上がりこう配 (1/50 ～ 1/100)
214	図 7・29	右図のように修正  図 7・29 つば付きスリーブ	 図 7・29 つば付きスリーブ
215	下から 11 行目	100 m を超える場合は 30 m 以内の	100 mm を超える場合は 30 m 以内の
222	下から 1 行目	吐出弁を全開後、	吐出弁を全閉後、
263	13 行目	書類は 3 年間保存しなければならない	書類は 5 年間保存しなければならない
267	下から 9 行目	[建築基準法施行令第 2 条第三号]	[建築基準法施行令第 1 条第三号]
269	8 行目	(建築基準法施行令第 113 条)	(建築基準法第 26 条・同施行令第 113 条)
270	下から 3 行目	[建築基準法施行令第 22 条の 2]	[建築基準法第 29 条・同施行令第 22 条の 2]
272	9 行目	② 給気口は、居室の天井の高さの 1/2 以下に設け、排気口は、天井または天井から下方 80 cm 以内の高さに設け、常時開放された構造とする。	② 給気口は、居室の天井の高さの 1/2 以下に設け、 常時開放された構造とする。排気口は、給気口より高い位置に設け、常時開放された構造とし、排気筒の立上りに直結する。 * 太字は色太字に
	図 8・4	右図のように修正  図 8・4 居室の自然換気	 図 8・4 居室の自然換気
273	4 行目	[建築基準法施行令第 129 条の 2 の 7]	[建築基準法施行令第 129 条の 2 の 6]
	6 行目	[建築基準法施行令第 126 条の 2]	[建築基準法施行令第 116 条の 2 第 2 項・第 126 条の 2]
	下から 2 行目	[建築基準法施行令第 26 条の 2]	[建築基準法施行令第 126 条の 2]
278	問題⑤ 解説 2 行目	建築基準法第 129 条の 2 の 5 第 3 項第四号	建築基準法第 129 条の 2 の 4 第 3 項第四号
	問題⑥ (1)	おおむね 100 万分の 10 以下とする。	おおむね 100 万分の 6 以下とする。
	問題⑥ 解説 1 行目	[建築基準法施行令第 129 条の 2 の 6 第 3 項 (換気設備)]	[建築基準法施行令第 129 条の 2 の 5 第 3 項 (換気設備)] ※環境省の基準改定により令和 5 年度の建築基準法改正から一部数値が変更となっている。詳細は p. 8, 表 1・3 室内環境基準を参照のこと。
279	表 8・6 許可の範囲	許可を必要としない政令で定める軽微な建築工事	許可を必要としない政令で定める軽微な建築工事 [同施行令第 1 条の 2]
	12 行目	建設業の許可に関しては、表 8・7 に示すように、都道府県知事と国土交通大臣による許可と、特定建設業と一般建設業の許可に分かれている。	建設業の許可に関しては、都道府県知事と国土交通大臣による許可と、表 8・7 に示すように特定建設業と一般建設業の許可に分かれている。

279	表 8・7 内 容	元請業者となったときに 4,000 万円（建築一式工 事にあっては、6,000 万円）以上	元請業者となったときに 5,000 万円（建築一式工 事にあっては、8,000 万円）以上
281	8 行目	建築一式工事の場合は 7,000 万円以上で、その他 の工事の場合は 3,500 万円以上	建築一式工事の場合は 9,000 万円以上で、その他 の工事の場合は 4,500 万円以上
283	必ず覚えよう ④	（管工事では 4,000 万円以上）	（管工事では 5,000 万円以上）
	下から 4 行目	建設業法第 26 条の 3 第 2 項	建設業法第 26 条の 4 第 2 項
284	問題③	(2) 請負代金の額が 3,500 万円未満の	(2) 請負代金の額が 4,500 万円未満の
285	問題④	(4) 4,000 万円以上の下請契約を	(4) 5,000 万円以上の下請契約を
	問題⑤ 4 行目	4,000 万円以上となる下請契約を	5,000 万円以上となる下請契約を
	問題⑤ 解説	(4) 4,000 万円以上となる下請契約を	(4) 5,000 万円以上となる下請契約を
		また、4,000 万円以上を下請契約する場合は	また、5,000 万円以上を下請契約する場合は
	マスターPoint	下請契約が 4,000 万円未満の場合は	下請契約が 5,000 万円未満の場合は
291	10 行目	[法第 2 条第 1 項、令第 1 条]	[法第 2 条第 1 項、令第 1 条（別表第一より抜粋）]
	下から 5 行目	[法第 2 条第 3 項、令第 2 条]	[法第 2 条第 3 項、令第 2 条（別表第二）]
	下から 3 行目	政令で定めている（表 8・10）.	政令で定めている（表 8・10）. ※ただし、作業開始 日に終わる場合を除く.
293	15 行目	[法第 5 条]	[法第 5 条・第 9 条]
294	下から 3 行目	（マニフェスト）	（マニフェスト）[法第 12 条の 3、規則第 8 条の 26・28]
296	10 行目	※プラスチックは含まれない.	※プラスチックとアルミニウムは含まれない.
301	第二次検定編扉 下から 1 行目	追記	※令和 6 年度より、試験制度が変更になっている. * 色太字に
303	9 章扉 下から 6 行目	施工経験記述の丸写しについて 本書に掲載した施工経験記述の記述例を、実際の 試験においてそのまま丸写しで記述すると、不 合格になるおそれがあります. 試験機関でのチェ ックはきびしくなっています. その際、当方では一 切責任を持ちません.	※令和 6 年度の試験制度変更以降、施工経験記述は 出題されていない. * 色太字に
366	1 行目	⊕経験記述用紙例（この記述用紙は、令和 3 年 度に採用されたもの） 経験記述は、次のような内容で出題されてい る（年度によって変更あり）.	※令和 6 年度の試験制度変更以降、施工経験記述は 出題されていないが、念のため学習することをお 勧めする. * 色太字に ⊕経験記述用紙例（この記述用紙は、令和 3 年度に 採用されたもの）
384	〈著者略歴〉 山田信亮	株式会社團紀彦建築設計事務所	前 株式会社團紀彦建築設計事務所
	〈著者略歴〉 今野祐二	専門学校東京テクニカルレッジ	専門学校東京テクニカルカレッジ

■第2 刷正誤表

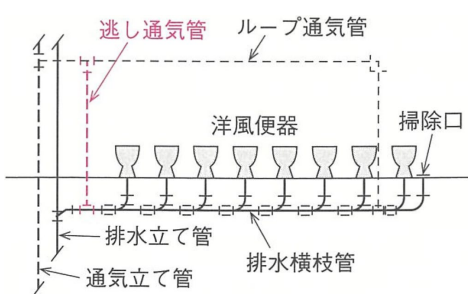
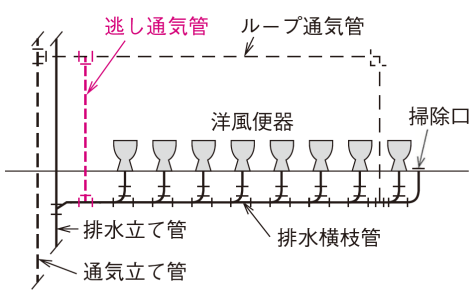
頁	該当箇所	正誤内容	
		誤	正
8	表1・3 一酸化炭素の 含有率	0.001% (10 ppm) 以下	0.0006% (6 ppm) 以下
	表1・3 温 度	17～28℃	18～28℃
61	12 行目	$V = \frac{3\,600q_S}{C_p \cdot \rho \cdot \Delta t}$	$V = \frac{3\,600q_S}{C_p \cdot \rho \cdot \Delta t} = 3\,000 \times \frac{q_S}{\Delta t}$
62	2 行目	$\cong 0.28 \cdot V \cdot \rho \cdot (h_3 - h_4)$	$\cong 0.28 \cdot V \cdot \rho \cdot (h_3 - h_4) \cong 0.33 \cdot V \cdot (h_3 - h_4)$
	3 行目	q_C : 冷却コイル容量 [W]	q_C : 冷却コイル容量 [W], ρ : 空気の密度 ($\cong 1.2$) [kg/m ³]
	下から 9 行目	$q_h = 0.28 \cdot V \cdot \rho \cdot (h_4 - h_3)$	$q_h = 0.28 \cdot V \cdot \rho \cdot (h_4 - h_3) \cong 0.33 \cdot V \cdot (h_4 - h_3)$
	下から 8 行目	q_h : 加熱コイル容量 [W]	q_h : 加熱コイル容量 [W], ρ : 空気の密度 ($\cong 1.2$) [kg/m ³]
	下から 4 行目	$L = \rho \cdot V \cdot (x_5 - x_4)$	$L = \rho \cdot V \cdot (x_5 - x_4) = 1.2$
	下から 1 行目	加熱コイル出口空気	設計用外気
77	下から 7 行目	注意が必要である.	注意が必要である (成績係数: 機器のエネルギー効率).
78	必ず覚えよう ③	蒸気暖房に比べて小さくなる.	蒸気暖房に比べて大きくなる.
86	2 行目	α : 有効開口率	α : 有効開口率 (ドア 0.35)
89-93	問題①～⑩ 表題	換気・排煙設備	換気
89	問題② 解説	“80 cm 以内”を削除. “h (天井高)”を“H (天井高)”に. “$\frac{h}{2}$ 以下”を“$\frac{H}{2}$ 以下”に 	
97	13 行目	急速混和池およびフロック形成池の総称	急速混和池およびフロック形成池の総称 *色太字
100	7 行目	終末処理場	終末処理場 *色太字

126	図 5・20	右図のように修正  図 5・20 逃し通気管の取り方	 図 5・20 逃し通気管の取り方
138	下から 2 行目	10 kg, 20 kg および 50 kg 容器	10 kg, 20 kg および 50 kg 容器 *色太字
	下から 1 行目	火気の 2 m 以内	火気の 2 m 以内 *色太字
153	表 6・1	種 類 静圧〔mmAq〕	種 類 静圧〔Pa〕
		シロッコファン 10 ～ 10 000	シロッコファン 100 ～ 1 000
		リミットロードファン 20 ～ 1 500	リミットロードファン 500 ～ 2 000
		ターボファン 20 ～ 2 500	ターボファン 1 250 ～ 3 000
		プロペラファン 0 ～ 2 000	プロペラファン 0 ～ 600
	図 6・7	圧 力〔mmAq〕	圧 力〔Pa〕
176	表 6・5 ファンコイル ユニット	形式・型番	形式・型番 *色太字
210	7 行目	上がりこう配 (1/30 ～ 1/100)	上がりこう配 (1/50 ～ 1/100)
214	図 7・29	右図のように修正  図 7・29 つば付きスリーブ	 図 7・29 つば付きスリーブ
215	下から 11 行目	100 m を超える場合は 30 m 以内の	100 mm を超える場合は 30 m 以内の
263	13 行目	書類は 3 年間保存しなければならない	書類は 5 年間保存しなければならない
267	下から 9 行目	[建築基準法施行令第 2 条第三号]	[建築基準法施行令第 1 条第三号]
269	8 行目	(建築基準法施行令第 113 条)	(建築基準法第 26 条・同施行令第 113 条)
270	下から 3 行目	[建築基準法施行令第 22 条の 2]	[建築基準法第 29 条・同施行令第 22 条の 2]

272	9 行目	② 給気口は、居室の天井の高さの 1/2 以下に設け、排気口は、天井または天井から下方 80 cm 以内の高さに設け、常時開放された構造とする。	② 給気口は、居室の天井の高さの 1/2 以下に設け、 常時開放された構造とする。排気口は、給気口より高い位置に設け、常時開放された構造とし、排気筒の立上りに直結する。 * 太字は色太字に
	図 8・4	右図のように修正 	
273	4 行目	[建築基準法施行令第 129 条の 2 の 7]	[建築基準法施行令第 129 条の 2 の 6]
	6 行目	[建築基準法施行令第 126 条の 2]	[建築基準法施行令第 116 条の 2 第 2 項 ・第 126 条の 2]
	下から 2 行目	[建築基準法施行令第 26 条の 2]	[建築基準法施行令第 126 条の 2]
278	問題⑤ 解説 2 行目	建築基準法第 129 条の 2 の 5 第 3 項第四号	建築基準法第 129 条の 2 の 4 第 3 項第四号
	問題⑥ (1)	おおむね 100 万分の 10 以下とする。	おおむね 100 万分の 6 以下とする。
	問題⑥ 解説 1 行目	[建築基準法施行令第 129 条の 2 の 6 第 3 項 (換気設備)]	[建築基準法施行令第 129 条の 2 の 5 第 3 項 (換気設備)] ※環境省の基準改定により令和 5 年度の建築基準法改正から一部数値が変更となっている。詳細は p. 8, 表 1・3 室内環境基準を参照のこと。
279	表 8・6 許可の範囲	許可を必要としない政令で定める軽微な建築工事	許可を必要としない政令で定める軽微な建築工事 [同施行令第 1 条の 2]
	12 行目	建設業の許可に関しては、表 8・7 に示すように、都道府県知事と国土交通大臣による許可と、特定建設業と一般建設業の許可に分かれている。	建設業の許可に関しては、都道府県知事と国土交通大臣による許可と、 表 8・7 に示すように 特定建設業と一般建設業の許可に分かれている。
	表 8・7 内 容	元請業者となったときに 4,000 万円 (建築一式工事にあつては、6,000 万円) 以上	元請業者となったときに 5,000 万円 (建築一式工事にあつては、 8,000 万円) 以上
281	8 行目	建築一式工事の場合は 7,000 万円以上で、その他の工事の場合は 3,500 万円以上	建築一式工事の場合は 9,000 万円 以上で、その他の工事の場合は 4,500 万円 以上
283	必ず覚えよう ④	(管工事では 4,000 万円以上)	(管工事では 5,000 万円 以上)
	下から 4 行目	建設業法第 26 条の 3 第 2 項	建設業法第 26 条の 4 第 2 項
284	問題③	(2) 請負代金の額が 3,500 万円未満の	(2) 請負代金の額が 4,500 万円 未満の
285	問題④	(4) 4,000 万円以上の下請契約を	(4) 5,000 万円 以上の下請契約を
	問題⑤ 4 行目	4,000 万円以上となる下請契約を	5,000 万円 以上となる下請契約を
	問題⑤ 解説	(4) 4,000 万円以上となる下請契約を	(4) 5,000 万円 以上となる下請契約を
		また、4,000 万円以上を下請契約する場合は	また、 5,000 万円 以上を下請契約する場合は
	マスターPoint	下請契約が 4,000 万円未満の場合は	下請契約が 5,000 万円 未満の場合は

291	10 行目	[法第 2 条第 1 項, 令第 1 条]	[法第 2 条第 1 項, 令第 1 条 (別表第一より抜粋)]
	下から 5 行目	[法第 2 条第 3 項, 令第 2 条]	[法第 2 条第 3 項, 令第 2 条 (別表第二)]
	下から 3 行目	政令で定めている (表 8・10).	政令で定めている (表 8・10). ※ただし, 作業開始日に終わる場合を除く.
293	15 行目	[法第 5 条]	[法第 5 条・第 9 条]
294	下から 3 行目	(マニフェスト)	(マニフェスト) [法第 12 条の 3, 規則第 8 条の 26・28]
296	10 行目	※プラスチックは含まれない.	※プラスチックとアルミニウムは含まれない.
279	表 8・7 内 容	元請業者となったときに 4,500 万円 (建築一式工事 にあっては, 7,000 万円) 以上	元請業者となったときに 5,000 万円 (建築一式工 事にあっては, 8,000 万円) 以上
301	第二次検定編 下から 1 行目	追記	※令和 6 年度より, 試験制度が変更になっている. *色太字に
303	9 章扉 下から 6 行目	施工経験記述の丸写しについて 本書に掲載した施工経験記述の記述例を, 実際の試 験においてそのまま丸写しで記述すると, 不合格に なるおそれがあります. 試験機関でのチェックはき びしくなっています. その際, 当方では一切責任を 持ちません.	※令和 6 年度の試験制度変更以降, 施工経験記述は 出題されていない. *色太字に
366	1 行目	⊕経験記述用紙例 (この記述用紙は, 令和 3 年度 に採用されたもの) 経験記述は, 次のような内容で出題されている (年度によって変更あり).	※令和 6 年度の試験制度変更以降, 施工経験記述は 出題されていないが, 念のため学習することをお 勧めする. *色太字に ⊕経験記述用紙例 (この記述用紙は, 令和 3 年度に 採用されたもの)
384	〈著者略歴〉 山田信亮	株式会社團紀彦建築設計事務所	前 株式会社團紀彦建築設計事務所
	〈著者略歴〉 今野祐二	専門学校東京テクニカルレッジ	専門学校東京テクニカルカレッジ

■第3刷正誤表

頁	該当箇所	正誤内容	
		誤	正
126	図5・20	右図のように修正  図5・20 逃し通気管の取り方	 図5・20 逃し通気管の取り方
215	下から11行目	100 m を超える場合は 30 m 以内の	100 mm を超える場合は 30 m 以内の
279	表8・7 内 容	元請業者となったときに 4,500 万円（建築一式工事にあっては、7,000 万円）以上	元請業者となったときに 5,000 万円（建築一式工事にあっては、 8,000 万円）以上
281	8 行目	建築一式工事の場合は 8,000 万円以上で、その他の工事の場合は 4,000 万円以上	建築一式工事の場合は 9,000 万円以上で、その他の工事の場合は 4,500 万円以上
283	必ず覚えよう ④	(管工事では 4,500 万円以上)	(管工事では 5,000 万円以上)
284	問題③	(2) 請負代金の額が 4,000 万円未満の	(2) 請負代金の額が 4,500 万円未満の
285	問題④	(4) 4,500 万円以上の下請契約を	(4) 5,000 万円以上の下請契約を
	問題⑤ 4 行目	4,500 万円以上となる下請契約を	5,000 万円以上となる下請契約を
	問題⑤ 解説	(4) 4,500 万円以上となる下請契約を また、4,500 万円以上を下請契約する場合は	(4) 5,000 万円以上となる下請契約を また、 5,000 万円以上を下請契約する場合は
	マスターPoint	下請契約が 4,500 万円未満の場合は	下請契約が 5,000 万円未満の場合は
301	第二次検定編扉 下から1行目	追記	※令和6年度より、試験制度が変更になっている。 *色太字に
303	9 章扉 下から6行目	施工経験記述の丸写しについて 本書に掲載した施工経験記述の記述例を、実際の試験においてそのまま丸写しで記述すると、不合格になるおそれがあります。試験機関でのチェックはきびしくなっています。その際、当方では一切責任を持ちません。	※令和6年度の試験制度変更以降、施工経験記述は出題されていない。 *色太字に
366	1 行目	⊕ 経験記述用紙例（この記述用紙は、令和3年度に採用されたもの） 経験記述は、次のような内容で出題されている（年度によって変更あり）。	※令和6年度の試験制度変更以降、施工経験記述は出題されていないが、念のため学習することをお勧めする。 *色太字に ⊕ 経験記述用紙例（この記述用紙は、令和3年度に採用されたもの）
384	〈著者略歴〉 山田信亮	株式会社團紀彦建築設計事務所 顧問	前 株式会社團紀彦建築設計事務所

■第4刷正誤表

頁	該当箇所	正誤内容	
		誤	正
279	表8・7 内 容	元請業者となったときに4,500万円（建築一式工事 にあっては、7,000万円）以上	元請業者となったときに5,000万円（建築一式工事 にあっては、8,000万円）以上
281	8行目	建築一式工事の場合は8,000万円以上で、その他の 工事の場合は4,000万円以上	建築一式工事の場合は9,000万円以上で、その他の 工事の場合は4,500万円以上
283	必ず覚えよう ④	（管工事では4,500万円以上）	（管工事では5,000万円以上）
284	問題③	(2)請負代金の額が4,000万円未満の	(2)請負代金の額が4,500万円未満の
285	問題④	(4)4,500万円以上の下請契約を	(4)5,000万円以上の下請契約を
	問題⑤ 4行目	4,500万円以上となる下請契約を	5,000万円以上となる下請契約を
	問題⑤ 解説	(4)4,500万円以上となる下請契約を	(4)5,000万円以上となる下請契約を
		また、4,500万円以上を下請契約する場合は	また、5,000万円以上を下請契約する場合は
	マスターPoint	下請契約が4,500万円未満の場合は	下請契約が5,000万円未満の場合は